

那珂市保育所設置・運営者募集要項

平成31年4月開設分

那 珂 市

目 次

1 募集の趣旨	P1
2 募集内容	P1
3 応募資格	P2
4 整備予定条件	P3
5 選定方法等	P4
6 留意事項	P5
7 提出書類	P6
8 応募手続	P6
9 質問及び回答	P6
10 スケジュール	P7

1 募集の趣旨

那珂市（以下「市」といいます。）では、保育需要が当面の間、高い状態で推移することが予測されることから、菅谷地区に新たな保育施設を整備することにより、保育の供給体制を確保していきたいと考えています。

この整備計画の一環として、児童福祉法第35条第4項に定める保育所（以下「認可保育所」といいます。）の設置・運営を担っていただく事業者（以下「設置・運営事業者」といいます。）を募集し、応募事業者の提案内容、財務状況等を総合的に審査した上で、提案の採択の可否をプロポーザル方式（企画立案方式）により決定します。

選定された設置・運営事業者は、提案内容を基本として、設置・運営に向けた協議を市と行うこととします。

募集内容や応募方法などについて確認したい場合は、応募書類の提出に先立ち、事前の質問相談をお受けします。なお、応募に伴う費用の一切は、応募者の負担となります。保育事業に熱意と責任のある皆様からのご応募をお願いします。

2 募集内容

（1）募集施設及び募集対象地域

認可保育所 1箇所（定員101～130人）

菅谷地区（菅谷・竹ノ内）に新たに募集設置を行う。

（2）開所年月日

平成31年4月1日（予定）

（3）入所対象児童の年齢

0歳児（産休明け）から5歳児まで

※低年齢児の受入を積極的に行うこと。

※保育需要の推移によっては定員を超える入所を依頼することが予想されることから、保育室は募集定員枠よりも余裕をもった面積を確保するよう努めること。

（4）実施事業

【必須事業】

①通常保育（日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日の午前7時00分から午後6時まで11時間開所）

②延長保育事業（1時間以上の延長保育）

③障害児保育事業

【提案事業】

必須事業以外にも、地域子ども・子育て支援事業（病児・病後児保育事業、一時預り事業、休日保育事業等）等の実施事業を積極的に提案してください。ただし、実施事業の決定に当たりましては、市との協議を経ることが必要となります。

3 応募資格

次の条件をすべて満たしている法人等とします。

- (1) 平成29年10月1日現在において、認可保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条に定める幼保連携型認定こども園を運営している法人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、企業主導型保育事業に基づいて運営する法人、認可外保育施設指導監督基準（平成13年雇児発第177号通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」）を満たす認可外保育施設を運営する法人または法人の設立を予定している者（以下「法人等」といいます。）
- (2) 法人及び代表者（就任予定者を含む）が国税・地方税を滞納していないこと。
- (3) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していないこと。
- (4) 事業主体及び運営している幼児教育・保育に関する施設において、直近2年間に実施された場合において、所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこと。（ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様に扱います。）
- (5) 役員等が暴力団員等による不当な行為に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者でないこと。
- (6) その他の法律等に抵触していないこと。
- (7) 施設を利用する児童・保護者はもとより、地域との信頼関係を築くことができること。
- (8) 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績があること。
- (9) 認可保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (10) 国が掲げる保育指針等を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力すること。

4 整備予定条件

整備予定地・建物については、次の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 整備予定地・建物は、法人等が所有若しくは取得見込みであること。
※ただし、やむを得ない事由がある場合は賃貸借を可とする。なお、賃貸借の場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年雇児発第0524002・社援発第0524008号通知 ※平成26年改正）によること。
- (2) 整備予定地・建物には、第三者の抵当権等、施設存続の支障となり得る権利設定がないこと又はその権利の抹消が確実であること。
- (3) 整備予定地は、公道に面していること又は進入路が確実に確保されていることとし、また、緊急車両等が容易に進入できる幅員を確保されていること。
- (4) 整備予定地・建物が建築基準法、都市計画法、消防法及びその他関係法令等の基準を満たしていること。
- (5) 都市計画法における開発行為に関する届出が必要な場合には、事前に担当部署と協議を行っていること。
- (6) 災害（水害、土砂災害、津波等）に対する安全性が確保されていること。
- (7) 施設及び保育環境については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）、「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年茨城県条例第61号）及び「那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第29号）を満たし、かつ市の指導に従うこと。
- (8) 設計にあたっては、園舎・園庭の配置や駐車場・駐輪場の確保等近隣の住環境への影響を十分考慮した計画とすること。

5 選定方法等

(1) 市が設置する「那珂市保育所等運営者選定委員会」において、上記の「3 応募資格」及び「4 整備予定条件」の条件を満たした者について、申請書及び添付書類を次の5項目を柱とした評価基準により点数化した評価に基づき、本市の設置・運営事業者候補者として選定し、市長が決定します。選定結果については、全ての応募者に対して通知します。

【評価項目】

- ①保育に係る理念・方針について
- ②保育に係る運営計画及び資金計画について
- ③地域貢献や近隣住民等との関係性について
- ④施設計画及び整備予定地について
- ⑤法人等の実績、財務状況について

(2) 注意事項

応募にあたっては、次の事項について十分留意すること。

- ①決定された設置・運営事業者は、原則辞退することはできないこと。
- ②決定された設置・運営事業者は、決定後に事業計画を変更することは原則認めないこと。(市への相談なしに変更をした場合、決定を取り消すことがあります。)
- ③審査にあたり、必要に応じて説明や追加資料の提出を求める場合があること。
- ④法人等から提出された計画内容によっては、決定事業者なしとすることもあること。

6 留意事項

(1) 施設整備に係る補助金等

社会福祉法人，日本赤十字社，公益社団法人，公益財団法人及び学校法人（新たにこれらの法人格を取得するものを含む。）については，施設整備に補助金を活用することができます。

詳細については，別添「民間保育所に係る施設整備及び運営費等に関する補助金等について」を参照してください。

(2) 地域住民等への説明

事業予定地の隣接住民及び地権者並びに自治会等に対して事前に説明し，事業開始後の運営が円滑に行えるよう，十分な理解や協力が得られるようにしておいてください。

なお，説明にあたっては，「今回の説明は，那珂市保育所設置・運営者の募集に応募するための事前説明であり，現時点では施設整備が確定したものではない。」旨を十分に説明してください。

(3) その他

①虚偽の記載や重大な違背行為等があった場合は，選定の決定を取り消す場合があること。

②土地の所有者，地域住民，その他関係者とのトラブルについて，市は損害賠償請求や求償，その他一切の責任を負わないこと。

③応募に要する費用その他経費は，すべて応募者の負担とすること。

④応募者から応募のため市に提出した書類は返却しないこと。

⑤応募または選定後，やむをえない理由で計画内容の変更や，辞退をしようとする場合は，事前に速やかに相談すること。

⑥応募者が市に提出した書類等及び審査経過について，情報開示の請求のあった場合は，個人情報以外は情報公開の対象となること。

⑦市が必要と認めたときには，追加・補正資料の提出，内容の再説明等を求める場合があること。

7 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり提出してください。それぞれの様式について欄が不足する場合にはサイズを調整して差し支えありませんが、できる限り簡略化に努めてください。

提出していただいた書類は、締切日以降は原則として差替えを認めません。

8 応募手続

- (1) 提出部数 2部（正本1部，副本1部）
- (2) 提出期限 平成29年12月20日（水）
- (3) 提出方法 提出部数を直接持参してください。なお，提出時に内容の確認を行いますので，提出の際は日程調整のため事前にご連絡をお願いします。

- (4) 提出及び問合せ先

〒311-0192

茨城県那珂市福田1819番地5

那珂市保健福祉部こども課（子育て支援グループ）

電話 029-298-1111（内線252）

FAX 029-352-1021

Eメールアドレス kodomo@city.naka.lg.jp

9 応募相談及び質問の回答について

- (1) 応募についての相談

応募相談については、メールでの質問もしくは、来庁する場合には、必ず電話にて予約を行い、日時、相談内容、人数などを申し出ること。なお、必ず応募予定事業者の方が来庁してください。

※申し込みの状況により、希望の日時に対応できない場合があります。

- (2) 質問受付期間

平成29年10月4日（水）～平成29年10月27日（金）午後5時まで

- (3) 質問方法

別紙2「質問書」に記入の上，原則としてEメールにより提出してください。

- (4) 回答方法

回答は11月8日（水）までに、市ホームページに随時掲載します。質問の内容によっては、回答に日数を要することがありますので、早めに提出してください。

10 スケジュール

事 項		日 程
募集開始		平成29年10月4日(水)
質問受付期間		平成29年10月4日(水)～10月27日(金)
提出期限		平成29年12月20日(水)
応募者ヒアリング・書類審査 業者決定		平成30年1月上旬～1月中旬 (ヒアリング等の日時等については、別途通知します。)
選定結果の通知		平成30年1月
※補助金 を活用す る場合	補助金事前協議提出	平成30年2月
	補助金の内示	平成30年4月
	補助金交付決定～入 札・契約・工事着手	平成30年4月以降
開 所		平成31年4月1日(予定)

※保育所整備に伴う国の補助金を活用する場合につきましては、補助金内示等の関係で、スケジュールより遅れる場合等もあります。

(別添)

民間保育所に係る施設整備及び運営費等に関する補助金等について

①保育所新規整備及び増改築等がある場合の施設整備について

決定事業者が、新たに保育所を整備する場合は、厚生労働省の保育所等整備交付金の補助が受けられますが、平成30年度より「待機児童加速化プラン」から「子育て安心プラン」への施策変更があります。今回の保育所整備につきましては、平成30年度事業になります。よって、平成29年度と補助金が異なる場合もございますので、ご留意願います。

※平成29年度保育所整備交付金による補助金概要について

(1) 対象工事費

本體工事費等に関わる整備等が対象となります。

(2) 交付基準額

保育所等整備交付金交付要綱に準じます。

※積算例（定員101～130名を例とします。）

※下記の○の項目が補助対象になります。

○本體工事費 (1) 国交付基準額 141,800千円（上限額）

(2) 市補助金（国交付基準額の1/8）17,725千円

○特殊付帯工事 9,900千円（上限額）

「次世代育成支援対策施設交付金における特殊付帯工事の取り扱いについて」（平成20年6月12日雇児発0612004号）を準用する場合。

○設計料加算 国交付基準額の5%

○開設準備加算 13千円（1人当り）×定員数

○土地借料加算（賃借の場合の開設までの経費の実支出額）

※平成29年度補助基準額になりますので、今回の補助対象であります、平成30年度につきましては、補助額等が異なる場合があります。

(3) 対象経費

施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用は除きます。

(4) 申請方法等

詳細な保育所等整備交付金の交付申請等については、決定事業者と別途協議を経ることになります。

(5) 新規で保育所等を整備しない場合

開設にあたり、他の補助プラン等もありますので、別途、市にご相談ください。

②運営費等に関することについて

(1) 委託費等の支払いについて

子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の第 6 5 条の規定に基づき，施設型給付等を支給します。